

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会
第6回競技運営専門委員会 議事録（概要）

- 1 日時
平成31(2019)年2月6日(水) 10:00~11:30
- 2 場所
滋賀県大津合同庁舎7階 7-A会議室
- 3 出席委員（五十音順、敬称略）
伊勢坊 美喜、浮田 豊史、岡本 直輝、小田 隆司、佐々生 勇、澤 弘宣、
菅原 万智子、中村 傳一郎、東谷 正宏、前田 康一
（委員数 10名出席）（欠席 加藤 善明、坂下 和子、八木 佐知男）
（事務局：中嶋事務局長、事務局職員8名）
- 4 配付資料
別添のとおり
- 5 会議概要

審議事項 1

※事務局から「第79回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針（案）」について説明。
原案どおり承認。

【質疑】

（委員） 「2実施競技の選択」（3）における主管する競技団体等の“等”という表記に関しては、種目によってはしっかりした競技団体がないところもでてくるので、あえて“等”を入れていただくのは良いと思う。私も何度か国体へ行っているが、デモンストレーションスポーツのパンフレットなど県全体の広報については、県の予算でされている。個別競技の広報は各市町にゆだねている考え方でよろしいか。

（事務局） 実施目的のとおり、県民の皆さまに興味を持っていただき、参加したり見に来ていただいたり、いろいろな形でデモスポに関わってもらえるよう周知したいと思っている。実際は、市町、競技団体の皆さまに運営いただくので、まず会場地市町で個別の広報をしていただきたと考えている。加えて、県でも、全てのデモンストレーションスポーツを紹介したパンフレットを作成し、広く広報し、県民の皆さまの目に触れるような場所にパンフレットを置くなど啓発したいと考えている。茨城国体でもデモンストレーションスポーツ啓発パンフレットを県で作成され、県内施設等に配布されている。

(委員) 既存の大会を、デモンストレーションスポーツとして冠を替えて開催してもよいとの説明だったが、国体の参加区分ではないマスターズ大会やねりんピックの大会などを、デモンストレーションという冠を付けて開催することは可能か。

(事務局) 毎年それぞれの団体が還暦野球大会や水泳大会をされており、多くの大会で滋賀県〇〇〇〇大会などの名称を付けて開催されているが、国スポのデモンストレーションスポーツは、既存の大会名のまま開催することはできず、デモンストレーションスポーツ還暦水泳大会という形で実施いただくことになる。既存の大会をうまく衣替えしていただき、大会を開催することは可能であると考えている。

(委員) その年だけ、名称を変えることは可能か。

(事務局) 可能である。

(委員) 国スポの開催期間中に行っている既存大会をデモンストレーションスポーツとして開催することは可能か。

(事務局) 9月末から10月上旬にかけて国スポ大会を開催するが、そこに向けてデモンストレーションスポーツを開催することで、県内スポーツの盛り上げや国民スポーツ大会の宣伝につながる意味合いもある。10月に開催にされている既存大会を9月に日程調整いただければ開催可能であると思う。

(委員) デモンストレーションスポーツの開催期間の終わりはいつまでか。

(事務局) 資料1ページの「4 実施方法および実施期間」1番の(2)のところで開催年の4月1日から国スポ閉会までを実施期間としており、閉会式前日までの間で開催いただくことを考えている。

(委員) デモンストレーションスポーツに参加できるのは県民のみか。例えば、少年少女サッカー大会が書かれているが、京都から通える範囲なら滋賀に来られる可能性がある。また、複数市町で開催することは可能か。

(事務局) 1点目の県外選手やチームが参加できるかという質問については、県内在住の方が原則となる。ただし、各県とも公式には県内在住の方となっているが、参加者の区分については、「主催者が認める者」として県外の方も参加できるようにしているケースが多い。2点目の複数市町が同一競技を開催することは、実情としては、同じ競技を2つの市町で実施している例もある。競技団体の負担がある場合は、日程を変えるなど臨機応変に対応いただければよい。申請までの流れは、競技団体が開催したい市町へ出向き、市町と協議し合意した上で県に申請していただくことを考えている。

- (委員) 県の競技団体、市町の競技団体のどちらが運営することになるのか。
- (事務局) そこは、決まりはない。県協会で開催いただいても良いし、各市町に協会がある場合、市の協会と市で開催いただいてもよい。
- (委員) 市町の競技団体、県の競技団体というのが、1つのくくりになっているようだが、県と市が独立した協会のケースもあると思う。それぞれが手を挙げることになるのか。それとも競技団体を取りまとめる必要があるのか。
- (事務局) 県協会を取りまとめをしてもらうことまでは考えていない。市町の協会が独立されていけば、それぞれの組織から申請していただければよい。
- (委員) 競技団体があるところとないところ、総合型で実施している種目など動きを見ながら運用する必要がある。調整ができないときは、サッカーなら県のサッカー協会が調整していく考え方でよろしいか。
- (事務局) 調整が必要な場合は県も加わり、調整させていただこうと思っており、競技団体からのご相談を受けながら進めていきたいと考えている。
- (委員) 障害のある方も参加できると説明があり、基本方針(案)にも障害のあるなしに関わらず交流の輪を広げると明記されている。ぜひ、障害のある方も参加いただきたいが、なかなか障害のある方で踏み込んで参加したいと考えてくれる方が少ないと思う。実施種目が決まったら、その種目について障害のある方に普及を図っていかないと障害のある方が参加しやすいという風にはならないと思う。県障害者スポーツ協会も周知や普及をしていかなければいけないと思っているが、開催される競技の主催者にも、障害のある方に“こういう競技があるよ”と普及をしていただきたいと思う。募集される際には、競技団体に障害のある方の参加について周知いただければと考える。
- (事務局) 非常に大事な話をしていただいた。福井県のデモンストラレーションスポーツは、障害のある方も参加しやすい取組として“交流の部”を作り、参加しやすい体制をとっている種目がある。実際には、福井県では最初から障害のある方の参加を念頭に置いて募集した形ではなかったと聞いている。開催準備の途中で障害のある方も一緒にできる競技が含まれているので、県から各団体に障害のある方も参加しやすいような取組を促されたと伺っている。本県は、最初から障害のある方の参加を念頭に置いているので、ヒアリングの際には、参加しやすい取組だけではなく、体験会の実施など、交流の場についても協力してもらえよう話をしていきたい。

審議事項 2

※事務局から「第79回国民スポーツ大会競技用具整備要項（案）」について説明。
原案どおり承認。

【質疑】

(委員) 「県」の文言の中には、県スポーツ協会も含まれてくるという理解で良いのか、それとも県行政と理解したら良いか。競技によっては、県競技団体との調整が必要になってくることもあると思う。調整は、県がしていくのか、県スポーツ協会が補っていくのか、予め整理をしておいた方がよいと思うが、どうか。

(事務局) ここで申し上げている「県」というのは、県行政の意味である。競技用具については、現有する用具の活用、業者や他府県からの借用、購入といった方法で整備していく。そうした場合に、それぞれ県競技団体がお持ちの情報やネットワークを活用させていただくことが必要になってくるので、県や会場地市町が県競技団体とも調整しながら進めていきたい。

(委員) 市町がある程度、国スポ開催の準備をしていくが、市町によっては県のスポーツ協会あるいは競技団体に相談していくことを含んでいるということか。

(事務局) 当然、市や町だけで準備が進まないこともあるので、情報を持っている競技団体、県スポーツ協会、県でフォローしながら進めたいと考えている。

(委員) 購入時期や準備時期に注意が必要な競技用具がある。例えば、水泳の飛び込み板は、1年以上前から“慣らし”として使用しなくてはならない。運営面に関して、急遽、テント設営や仮設通路の設置の指示があった先催県もあるようだ。競技用具の整備時期等については「弾力的な運用」をお願いする。

(事務局) 購入時期については、今後検討することとしているので、意見を踏まえ考えていきたい。先催県では、大会前日に急に「これを直してくれ」と中央の競技団体から指示があった事例も聞いている。どこの県もある程度、想定して会場の設営業者と打ち合わせを行い対応されていると伺っている。予算やスケジュール関係もある程度、臨機応変に不測の事態に備えて対応されていると思う。

(委員) ポール（支柱）を立てる位置を少し広げるなど施設に関わるものは、競技用具とは別に考えていただけると思ってよいか。

(事務局) 今回の要項に関わるものについては、競技用の備品と消耗品についての規定となっている。ご質問のあったことは、施設整備の話になってくる。本年度、各競技団体にご協力いただいた中央競技団体の正規視察で指摘や要望のあった事項

など施設整備に関する内容については、この要項とは別の形で今後対応していくことになる。

(委員) この整備要項(案)は、市町にも説明済みと伺ったが、市町もこれで了承しているという理解でよいのか。また、3(4)現有活用および借用により整備してもなお不足する競技用具については、購入すると記載がある中で、開催県が順番で持ち回りするようなものがあると思うが、このような場合の調整は、県がされるということよろしいか。

(事務局) 11月30日に実施した市町担当者連絡会で要項(案)について説明させていただいている。市町が気にされたのは経費負担の部分であり、県の支援を中心に質問があった。県としては、市町有施設の競技用備品の購入については、市町の資産として残ることから市町で経費を負担いただくことと考えている。また、競技用消耗品の購入、競技用具の借用にかかる費用については、県で支援する方針である。要項の内容については、修正の意見がなかったので、市町には一定理解いただいていると考えている。2点目の他県との連携については、国スポ開催を控えた11県が年2回集まり会議をしている。その会議の中でも競技用具の整備については、連携していかなければいけない話は常々させていただいているので、各県と情報共有しながら、上手く共同購入していけるようにしていきたいと考えている。

(委員) 今、説明のあった開催県との連携について、大型の備品や共同購入など具体的な例があれば、説明してほしい。

(事務局) 共同購入の実例としてはボート競技の競技艇がある。国体とインターハイのボート競技については、開催側が艇を用意して、それを選手が使い回していく配艇制度を採られており、開催県側が艇を確保する必要がある。これを1県で購入しようとする多額の経費がかかってくるので、3県から4県で共同購入し、それぞれの大会で使用した後、共同購入に参加した県に配分され、後利用されている。本県もボートについては、このような対応を検討している。また、ボクシングのリングは、国体とインターハイでは2面必要となるが、2県でそれぞれ1面ずつ購入し、それぞれの大会時に貸し借りで対応しようと検討されている事例もある。

(委員) 一昨年、体操の床(スプリング)の規定が変わった。体操の備品は他県と共有することはないか。

(事務局) 体操器具は今のところ事例はない。ただ、競技には使えないと思うが、東京オリンピックで整備された用具を、国スポ開催県が借用できないか日本スポーツ協会や中央競技団体と調整しているところ。

- (委員) 大会を運営するには、競技役員や競技補助員などが必要になってくるが、技術の発達で便利に使える物があり、それを活用することによって競技補助員や競技役員が少なくできる。初期投資はかかるが、それを開催県の持ち回り式にすれば、人員削減につながるので、システムを検討することがあれば、また相談させていただきたい。
- (事務局) 単に競技補助員は競技を補助するだけでなく、競技会全体を補助する方もいる。競技運営に関わる補助員については、部活動をされている高校生の協力が一番多い。それぞれの部員の人数も違い、実際運営時にお手伝いいただく人数も競技によって違う。足りなければ、一般の生徒に協力いただいたり、会場によっては中学生が協力される例もある。それぞれ苦勞して運営されている。委員がおっしゃったように競技補助員を減らせる要素があれば、滋賀県から導入できるかわからないが、そうした手段についても考えていきたい。
- (委員) ICTの発達により便利な仕組みができ、情報機器はどんどん変わっていく。PCは業者がほとんどレンタルで持っている。全てレンタルで済むのかどうか、市町専用のPCを必要とするところは出てくると思う。
- (委員) 福井国体のテニス競技は、最新IT技術を使い運営をしていた。運営委員が使いこなせるための期間が一定必要だと思う。当日のみのレンタルではなく、一定期間のレンタルを視野に入れ、予算をとっていただきたい。
- (委員) レンタルで1日1～2万円の経費がかかる場合、4万円程度で購入できるPCがあればCPUの処理能力もいらないので、購入するのが得策という意見もでてくると思う。
- (委員) 国スポで購入すれば、障スポについては、また別に購入するということか。
- (事務局) 今回は国民スポーツ大会の整備に関することであり、全国障害者スポーツ大会も当然備品の整備をしないといけない競技もある。全国障害者スポーツ大会の会場設営や備品の整備については、県で実施する。
- (委員) 両大会の時期は一緒であり、同時に進めていかないと間に合わないと思うので、その点よろしく願います。
- (委員) 強化費や補助金が減額する中で、大会後に市町や県で活用されるものがあると思うが、今後使わないとか、倉庫に眠っていることになりそうな物を中学校や高等学校の部活動で活用させていただきたい思いがある。後利用の方法について、教えていただきたい。

(事務局) 今回、県立彦根総合運動場陸上競技場の解体や県立武道館の畳を新調した際にも、不要となる備品についても、まず県立学校や県の機関に声をかけ、希望された機関に配分させていただいた。県の備品であるので、県の機関に配分して余った時には、市町や競技団体に希望を確認する。県立武道館の畳の場合、県立高校と警察学校に配分したが、それでも余ったため競技団体に一部お渡しした。県の備品であれば、このような方法で進めていきたいと考えている。

(委員) 市町の備品についてはいかがか。

(事務局) 県の備品のやり取りは所管が替わるだけで、県の財産としては変わらないということであり、市町だと、公立の小中学校を中心としてやり取りされていると思う。

報告事項 *事務局から説明

- (1) 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会参加者アンケートの結果概要について
- (2) 日本スポーツ協会・国体委員会決定事項について（サッカーの種別変更）
- (3) 大会愛称・スローガンの選定状況について
- (4) マスコットキャラクター競技別公式デザインについて

【質疑】

(1) 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会参加者アンケートの結果概要について

(委員) アンケートには、いくつかの項目があるが、本委員会が担うマネジメントは、選手が競技場の駐車場に入ってから駐車場を出るまでを扱うという整理で良いと思う。その点を整理しておけば、本委員会がこのアンケートを受け、何を気にしなければならないのかが明らかになり課題が見えてくると思う。

(事務局) 非常に大事な部分である。選手を駅から宿舎に輸送するという部分については、輸送・交通専門委員会を設けて、そちらの方で審議をいただいております。宿泊についても宿泊・衛生専門委員会で審議いただいているところ。本委員会においては、競技を運営するということにご意見を頂戴したいと思っている。競技場に入ってから帰られるところまでの部分で御意見いただきたいと考えている。

(事務局) 競技の補助員など役員養成といった部分についても本委員会でご審議いただいている事項であり、合わせてご意見をいただきたい。

【質疑】

(2) 日本スポーツ協会・国体委員会決定事項について（サッカーの種別変更）

(委員) 今回のサッカーの種別変更については、女子の競技人口を増やすとともに、女子の強化が目的である。女子は中学生になると、女子サッカー部がないことが多い。地域の少年団で男女一緒に活動しており、この子たちが、中学校に行ったとき活動場所がないということになる。この年代をいかに強化するのが、ひとつの施策となっていることを付け加えておく。

【質疑】

(4) マスコットキャラクター競技別公式デザインについて

(委員) どの県でも競技別のマスコットキャラクターのバッジを作られているが、滋賀県も作るのか。

(事務局) 国体や障スポの会場で売られている、競技別ピンバッジは、業者が制作しており、県は制作していないと思う。来年度の予算では競技別ではなく、通常バージョンのバッジを考えている。試供品として作っているバッジはあるが、そこにロゴデザインを入れられるかどうかかわからないが、来年度、募金の返礼用に加え、競技団体に配布することも検討させていただく。競技別のマスコットキャラクターのバッジについてはまた、競技ごとに相談させていただきたい。また、他府県の状況も調べたい。

(委員) 水泳の公式デザインの下に“草津”というような文字を入れたりできるのか。

(事務局) デザインに重ねることは想定していない。横に並べることは想定している。

(委員) この広報が県内だけではなくて、県外にも発信する仕掛けを考えてほしい。東京駅には県のオフィスもあるので、垂れ幕を掲げ、その垂れ幕が変化するのもおもしろい。